平成２２年（フ）第１１８号
奈良県大和郡山市城町1473番地79
破産者　川瀬　直美
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７号
奈良県吉野郡大淀町大字西増104番地
破産者　欅　　俊文
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２０年（フ）第７０３号
愛媛県喜多郡内子町本川2990番地、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町本川3013番地
破産者　福森チヱ子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第８１１号
東京都世田谷区砧３丁目34番25号　ドーミー祖師谷大蔵内、開始決定時の住所愛媛県喜多郡内子町本川3073番地
破産者　福森　秀樹
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第９９９号
香川県高松市花ノ宮町２―14―31　四国電力花ノ宮寮、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町本川3013番地
破産者　福森　建樹
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５２３号
愛媛県松山市和気町２丁目959番地、破産手続開始時の住所愛媛県松山市太山寺町903番地17
破産者　濱田　裕二
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８号
茨城県行方市玉造乙40番地
破産者　滝ヶ崎　正
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０７号
長野県上田市越戸678番地２
破産者　大谷　勝弘
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１７０８号
さいたま市南区文蔵４丁目28番10号
破産者　半田　賢二
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９７号
埼玉県桶川市大字上日出谷1161番地の１　ペイトンプレイス203号、開始決定時の住所埼玉県北本市西高尾３丁目161番地
破産者　大島　亨治
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
埼玉県川口市北原台１丁目12番19号　グリーンキャッスル103号
破産者　中所　真和
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
埼玉県加須市花崎３丁目15番地２　コーポフラワーＢ棟112号室、旧住所埼玉県加須市久下１丁目29番地６
破産者　嶋林貞三郎
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
埼玉県鳩ヶ谷市南８丁目９番25号　グリーンハウス303号
破産者　工房カワシマこと　川嶋　紳嗣
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
埼玉県川口市芝下３丁目16番38号　田畑荘５－１号、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目30番18―507号　コモ・ヴィアレ
破産者　一藤興業こと　齋藤　正一
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
埼玉県川口市戸塚東３丁目38番23号　リバーハイツⅡ―203号、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目30番18―507号　コモ・ヴィアレ
破産者　齋藤　愛子
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
千葉県富津市売津410番地４
破産者　常住美代子
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１５号
静岡県牧之原市細江2523番地２の２、旧住所静岡市清水区押切36番地の27
破産者　木内　　眞
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３号
岩手県奥州市前沢区字簾森37番地383
破産者　柴田　　勝
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部